

高松市こども未来館条例をここに公布する。

平成27年9月29日

高松市長 大西 秀人

高松市条例第55号

高松市こども未来館条例

(設置)

第1条 子どもを中心とした幅広い世代の人々の交流、子育てに係る支援並びに学習及び体験活動の場を提供することにより、子どもの夢や想像力を育むとともに、健やかな成長に資するため、高松市こども未来館（以下「こども未来館」という。）を高松市松島町一丁目15番1号に設置する。

(施設)

第2条 こども未来館に、次に掲げる施設を置く。

- (1) ふれあい・夢ひろば
- (2) 多目的室
- (3) 体験学習コーナー
- (4) 怪童中西太コーナー
- (5) みんなのひろば
- (6) プレイルーム
- (7) 科学展示室、昆虫標本展示室
- (8) 科学体験ひろば
- (9) プラネタリウム
- (10) プラネタリウム・ホワイエ

(事業)

第3条 こども未来館は、第1条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 親子が気軽に集い、相互に交流する場の提供に関する事。
- (2) 子どもや子育てに係る相談及び支援の実施並びに情報の提供に関する事。
- (3) 子どもや子育てに係る講座、講演会等の開催に関する事。
- (4) 科学、芸術等の体験活動の実施に関する事。
- (5) 児童生徒のこども未来館学習の開催に関する事。
- (6) プラネタリウムの投影に関する事。
- (7) こども未来館の施設・設備等（以下「施設等」という。）を市民の利用に供する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、こども未来館の設置目的を達成するために必要な事業

2 市長は、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、多目的室を一般の使用に供することができる。

（プラネタリウムの観覧料）

第4条 プラネタリウムを観覧しようとする者は、別表第1に規定する観覧料を納付しなければならない。

（使用許可）

第5条 多目的室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) こども未来館の設置目的に反する使用をするおそれがあると認められるとき。
- (2) こども未来館内の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (5) その他こども未来館の管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、こども未来館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可

に条件を付することができる。

(使用許可の取消し、使用の停止等)

第6条 市長は、前条第1項の許可をした後において、同条第2項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき、又は同条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、若しくは使用を停止させ、又は同項の許可に付した条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けても、市長はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 前条第3項又はこの条の規定により前条第1項の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。

(使用料)

第7条 使用者は、別表第2に規定する使用料を当該許可の際に前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、使用を終わったとき、又は中止したときは、当該許可に係る使用期限までに、施設等を原状に回復しなければならない。第6条の規定による許可の取消し又は使用の停止を受けたときも、同様とする。

2 市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わり原状に回復する。この場合において、使用者は、当該原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(観覧料等の返還)

第9条 既納の観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(観覧料等の減免)

第10条 市長は、必要があると認める場合は、観覧料及び使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、こども未来館への入館を拒み、又はこども未来館からの退館を命ずることができる。

(1) こども未来館内の秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者

(2) 施設等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) その他こども未来館の管理上支障があると認められる者  
(損害賠償)

第12条 こども未来館の入館者又は使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(協議会の設置)

第13条 市長の諮問に応じて、こども未来館における各種の事業の企画、こども未来館の運営等について協議するため、高松市こども未来館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 子育て支援及び教育関係者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(職員)

第14条 こども未来館に必要な職員を置く。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他こども未来館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高松市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第35号の2の次に次の1号を加える。

|                      |    |       |
|----------------------|----|-------|
| (35)の3 こども未来館運営協議会委員 | 日額 | 6,500 |
|----------------------|----|-------|

(高松市夜間急病診療所条例の一部改正)

4 高松市夜間急病診療所条例(平成6年高松市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条の2ただし書中「ただし」の次に「、回数駐車券を使用して駐車する場合で」を加える。

別表中 「  
駐車時間25分間までごとに100円(急病診療所利用者は3時間まで無料とし、3時間を超えて駐車した場合は、その超えた25分間までごとに100円とする。)  
」を

「  
駐車時間25分間までごとに100円。ただし、次の各号に掲げる者が駐車した場合は、それぞれ当該各号に定める時間までを無料とする。  
(1) 急病診療所の利用者 最初の3時間  
(2) 高松市こども未来館、高松市夢みらい図書館、高松市平和記念館又は高松市男女共同参画センターの利用者 最初の1時間  
」に改め、同表備考中

「1,000円と」の次に「し、額面6,000円券1枚を5,000円とし、額面1万円券1枚を8,000円と」を加える。

別表第1(第4条関係)

プラネタリウム観覧料

| 区 分       | 大人       | 高校生      | 中学生、小学生、幼児 |
|-----------|----------|----------|------------|
| 個人        | 円<br>500 | 円<br>300 | 円<br>100   |
| 団体（20人以上） | 400      | 200      | 50         |

備考

- 「幼児」とは、4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 4歳未満の者は、無料とする。

別表第2（第7条関係）

1 多目的室使用料

| 区 分   | 使 用 時 間                      | 使 用 料      |
|-------|------------------------------|------------|
| 多目的室1 | 午前9時から1時間ごとの各時刻を<br>始期とする1時間 | 円<br>1,200 |
| 多目的室2 |                              | 800        |

備考

- 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 営利を目的として使用する場合又は入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合の使用料は、この表に規定する額の3倍の額とする。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とみなす。

2 多目的室冷暖房装置使用料

| 区 分 | 使 用 料          |
|-----|----------------|
| 冷暖房 | 多目的室使用料の2分の1の額 |

備考 展示等の目的で、ふれあい・夢ひろばとの間仕切りを開放して使用する場合は、無料とする。

3 多目的室附属設備及び器具使用料

|      | 名 称                                      | 単 位 | 使 用 料    |
|------|------------------------------------------|-----|----------|
| 拡声装置 | 多目的室1において使用する<br>場合（有線マイク又はワイヤレスマイク1本付き） | 1式  | 円<br>600 |
|      | 多目的室2において使用する<br>場合（有線マイク又はワイヤレスマイク1本付き） | 1式  | 200      |

|  |                                                                    |     |       |
|--|--------------------------------------------------------------------|-----|-------|
|  | イヤレスマイク 1 本付き)                                                     |     |       |
|  | 多目的室 1 及び多目的室 2<br>を一体とした状態で使用する<br>場合 (有線マイク又はワイヤレス<br>マイク 2 本付き) | 1 式 | 8 0 0 |
|  | マイクロホン (有線マイク又はワイヤレス<br>マイク (タイピン型を含む。))                           | 1 本 | 1 0 0 |
|  | プロジェクター                                                            | 1 台 | 3 0 0 |
|  | 移動型補助モニター                                                          | 1 台 | 2 0 0 |
|  | 録音再生機器                                                             | 1 台 | 2 0 0 |

備考 この表に掲げる使用料の額は、多目的室の使用時間 1 時間当たりの額とする。